

決議案第1号

北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に抗議する決議

上記議案を別紙のとおり、大崎市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成29年9月12日

大崎市議会議長 門 間 忠 様

提出者 総務常任委員長 佐藤 仁 一

北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に抗議する決議

北朝鮮は、8月29日、同国西岸から弾道ミサイル1発を北東方向に向けて発射した。ミサイルは北海道の襟裳岬の上空を通過し、襟裳岬の東約1,180キロメートルの太平洋上に落下した。

通告なしに発射を強行したことは、航空機や船舶に危険を及ぼすものであり、国際ルールに違反するものである。

また、9月3日には、北朝鮮の北東部豊溪里（プンゲリ）で大陸間弾道ミサイル（ICBM）搭載用の水爆実験を実施した。北朝鮮の核実験は6回目となり、爆発規模は過去最大の約150キロトンと推定され、北朝鮮の脅威が新たな段階に入った。

これらの行為は、国連安全保障理事会決議に明確に違反するもので、我が国の安全に対する重大な直接的脅威であるとともに、北東アジア及び世界平和の安定を著しく損なう暴挙であり、国際社会の反発や制止を無視した挑発行為と言わざるを得ず、断じて許すことはできない。

よって、本市議会は、連続して強行されている北朝鮮の軍事的暴挙に抗議と非難の意を強く表明し、今後、弾道ミサイル発射や核実験、さらには核兵器開発を含め、あらゆる軍事的、挑発的な行為を放棄することを強く求めるとともに、政府においては、国民の安心・安全な生活と我が国の安全保障環境を脅かす不測の事態への対処に引き続き万全を期すと同時に、軍事衝突回避に向けて総力を挙げた外交努力を重ねるよう強く要請する。

以上決議する。

平成 年 月 日

大崎市議会